

朗報！「省エネルギー特定改修工事特別控除制度」 投資型減税 復活!!

全ての居室の窓を省エネリフォームすると、
最大20万円の所得税の減税措置（還付）が受けられる優遇制度です。

平成23年6月30日改正法案成立（公布日：平成23年6月30日）

平成24年12月31日まで。2年間延長決定！

ポイント

H23年1月1日

H23年6月29日

H23年7月31日

H24年12月31日

1

2

3

- 1 【平成23年1月1日～平成23年6月29日】に契約した物件は、
従来通り（昨年までと同じ）要領で申請OK！
無条件で住宅エコポイントと併用できます。
証明書発行サービスを利用される場合は、施工前・施工後の写真が必要です。
ご自分で申請される方は、「増改築等工事証明書」の書式が変更になっています。
新書式をお使い下さい。
- 2 【平成23年6月30日～平成23年7月31日】に着工した物件は、
条件付きで住宅エコポイントと併用できます。
「実際の工事費用」から「住宅エコポイント取得分（1ポイント1円）」を差し引いた金額と、
「標準的な工事費用相当額」を比較していずれか少ない金額の10%分の所得税が還付されます。
- 3 【平成23年8月1日以降】、住宅エコポイントが終了していますので、当初のルールどおりの運用に戻ります。